

## ●概要提案に係る市の考え

| 1. 事業者提案エリアについて     |  |
|---------------------|--|
| 市                   | <ul style="list-style-type: none"><li>・コミュニティ形成支援業務について、イベントの有料化はできない。提案事業として実施する場合は有料化が可能。事業者提案エリアについては、定額の使用料を市に支払っていただくことになるため、別途の使用料は生じない。敷地内の事業者提案エリア以外での商用利用に際しては、通常の利用料の10倍（要求水準書P57）となる。</li><li>・「誰でも気軽に立ち寄れる」ことをコンセプトとしているので、開館時間内であれば敷地内を自由に抜けられるような動線も考えてほしい。</li><li>・提案時には、事業者提案エリアの活用について、例えば、定住促進につなげるために「●●事業を実施し、このような成果が得られる」など、具体的に提案してほしい。提案時に「エリアの活用例として、○○、◎◎などが考えられるが、現時点では未定である。」では評価することは難しい。</li><li>・飲食業等の免許について、法令上の制限を満たし、事業の目的に合致していれば可能。</li><li>・事業者提案エリアで、「この事業を提案する」という提案書を審査をするが、必ずしも15年間その提案事業をずっとやらなければいけないということではなく、ニーズによって変更していくことも考えられる。とはいえ、提案時には、施設供用開始当初から実施する具体的な提案事業を示していただかないと評価できない。提案事業を続けていく中で、変更により実施する可能性のある提案事業を示すことは構わないが、施設供用開始当初に実施する提案事業を示さずに、将来に実施の可能性ある提案事業を例示することを市は求めている。</li></ul>   |
| 2. コミュニティ形成支援業務について |  |
| 市                   | <ul style="list-style-type: none"><li>・本施設の敷地について、開館時間中であれば、自由に近隣の方や施設の利用者が通り抜けていってもよい。</li><li>・利用者から料金を徴収して利益を上げるもの、営利目的のものは提案事業。ただし、イベント等で使用する備品、材料の実費だけ、保険料だけを徴収し、利益を得ないような場合は、コミュニティ形成支援業務と取り扱えると考え。コミュニティ形成業務は、市がサービス対価を払って行う事業である。</li><li>・コミュニティ形成に向けては、要求水準書 第5（P.69,70）に記載のコミュニティ形成支援業務のみでなく、募集要項 第2 1(10)エ（P.7）に記載の「また、上記ウ（ア）、（イ）、（ウ）の業務の実施を通じて、本業務で求めるコミュニティデザインを図ること。」のとおり、運営業務の実施によるコミュニティ形成に資する提案をいただきたい。</li><li>・広場について、祭事に利用するのは年に2日程度だが、準備期間として要求水準書 別紙24-1の「諏訪神社祭礼」に記載のとおり（20日間）利用する。それ以外の期間の利用法については、提案を受けたい。要求水準にあるように14m×24mの空間には大きな木があったりすると祭事の邪魔になってしまうので、それ以上の空間を作っていただいで遊具があったり、木を植えるということは可能である。</li><li>・閉館時間中は、防犯のために入居者以外が敷地内に自由に出入りすることを抑制したいが、開館時間に関しては、オープンなスペース・広場であったり、通り抜けできるようにしたい。</li><li>・市の考えとしては、本施設で創出されるコミュニティは子育て賃貸住宅の入居者のみならず、近隣住民や市民センターの利用者も含めたものと考えている。地域を巻き込んで、地元の団体との連携は何ら問題ない。</li><li>・イベントの実施のみならず、本施設の設計や運営においてもコミュニティ形成にいか資するか考慮してほしい。</li></ul> |